

平成 19 年度独立行政法人平和祈念事業特別基金年度計画

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の平成 19 年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務経費の削減

業務経費全般の削減についてその進捗状況を検証するとともに、従来から業務運営のため継続的に使用している事務的経費や管理費については、更なる節減に努める。

また、事務室の移転により経費の削減を図る。

なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、削減に努めるとともに、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与水準等の見直しを行う。

2 外部委託の推進

外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引き続きその効率性を確認するとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織におけるコア・コンピタンスの蓄積に配慮する。

3 組織運営の効率化

組織の活性化を図り、業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行う。

なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備する。

また、業務・システムの最適化を図るため設置した C I O 補佐官を積極的に活用し、引き続き業務運営の効率化を図る。

第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

- ① 外部有識者、関係団体（社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全

国強制抑留者協会及び社団法人引揚者団体全国連合会)等からの意見聴取、所在情報の収集等を日常的に行い、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)の収集について、特別企画展・地方展示会の催事等を活用し関係資料の収集への協力を訴えることにより、550件以上収集する。

- ② 記録映画フィルム、新聞、書籍等の所在情報の調査を行う。また、寄託者あてに文書等により寄贈への切り替え又は寄託の継続を要請する。
- ③ 外国の政府等が保有する関係資料の所在調査を行い、可能な関係資料の収集を行う。

(2) 資料の保管

① 適切な保管

ア カルテの作成

新規で収集される実物資料の全てについて、その種類、由来、提供者等の情報を整理したカルテを作成する。

イ 環境の整備

収納方法などを工夫することにより、保管スペースを確保するなど、良好な保管環境を維持する。

ウ 関係資料の修理等

専門家と連携して関係資料の現状の状態に基づき数段階に分けたランク付け作業を引き続き実施する。

② 適切な保存措置

ア 適切な環境での保管

必要に応じて関係資料の燻蒸処理を行うとともに、保護材を使用した適切保管を行い、定温、定湿倉庫に保管する。

イ 劣化防止

希少性の高い貴重な関係資料の劣化防止のための措置として、脱酸処理、エンキャプレーション、防錆処理等の適切な措置を講ずる。

ウ 複製の作成

希少性の高い関係資料について複製を作成し、平和祈念展示資料館等における展示に利用する。

- ③ 新規で収集される関係資料・書籍等のうち8割以上の電子データ化を実施する。
- ④ これまで収集した現物資料等を資料分類コード等に基づき、効果的、効率的に管理していくための方策を検討・実施する。

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入替え、広報の実施、説明員による団体客への積極対応、リピーター等に対するアフターケアの充実、特別企画展開催中における臨時開館など開館日・開館時間の弾力化等により、入館者数の目標を4万8千人以上とする。

なお、事務室の移転に伴い平和祈念展示資料館を、より集客効果の見込めるフロアに移すこととする。

② 特別企画展

平成19年中に寄贈を受けた現物資料等を展示する特別企画展を開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

③ 平和祈念展

平成19年8月に「平和祈念展（銀座展）」を東京都において開催し、入場者数の目標を1万1千人以上とする。

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平成19年9月に「平和祈念展」を長野県長野市において開催し、入場者数の目標を5,000人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会

委託事業により全国10か所以上で開催する。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、過半数を相当上回る者から満足した旨の回答

を得ることを目標とするとともに、その結果を以後の展示内容に適切に反映させる方策を講ずる。

⑥ ホームページによる提供

電子データ化された関係資料をホームページにおいて公開するため、引き続き基準・内容・規模・公開手続等を検討する。

⑦ 関係資料の貸出し

関係資料館を始め、基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣旨、内容等を勘案の上、関係資料の貸出しを積極的に行う。

2 調査研究

(1) 労苦の実態把握

関係団体に対し、体験者の労苦を手記又は聴き取りによってとりまとめるための調査（以下「労苦調査」という。）の委託を行う。また、上記調査により集められた手記等について当時の文献、公的資料との比較により、そのとりまとめを行う。

(2) 外国調査の実施

ロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国公的機関等からの資料収集のための資料所在調査を引き続き実施し、特にカザフスタン共和国における強制抑留の状況についての取りまとめを行う。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

① 総合データベースの構築

収集した資料など4,500件を超えるデータ登録を実施する。

② ホームページによる提供

「平和の礎」のダイジェスト版等のホームページでの閲覧公開等について、引き続き検討する。

③ 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦」、「シベリア強制抑留者が語り

り継ぐ労苦」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦」として作成する。

また、体験者証言ビデオを作成するとともに「平和の礎」の新たなダイジェスト版の編集を検討する。

④ 出版物等の活用

出版物を平和祈念展示資料館に配置、展示し、入館者が気軽に手にとって閲覧できるようにする。個々の入館者が手にとって閲覧することが困難なビデオ映像については、常時平和祈念展示資料館において上映し、不特定多数の入館者が視聴可能となる方策を講ずるとともに、校外学習で訪れる小中高校生の団体等に対し積極的に上映し活用を図る。また、これら出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図る。

また、平成 16 年度に刊行した「戦後強制抑留史」については、翻訳作業を引き続き行い、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図る。

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

著名人等の体験者を交え、当時の内外情勢等背景事情などを分かりやすく解説するとともに、体験者の労苦体験を語り継ぐ趣旨のフォーラムを北海道札幌市で開催する。この他、新宿住友ビル内ホールにおいて同様のフォーラムを開催する。収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、前者のフォーラムでは 400 人以上、後者のフォーラムでは 300 人以上とする。

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15 回以上開催する。開催に当たっては地方展示会との有機的連携を図る。

③ 校内放送番組制作コンクールの実施

全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。

(3) 語り部の育成

関係者の労苦を次世代に語り継ぐ「語り部」を引き続き育成し、平和祈念展示資料館に配置するとともに、東京近郊の学校に派遣し、公開授業日など親子がお互いに理解を深める機会を積極的に活用する。

(4) 催し等への助成

財団法人全国強制抑留者協会が実施する戦争犠牲による死亡者を慰霊するための慰霊祭、現地慰霊訪問、シンポジウム等交流慰藉事業の開催に対し助成を行う。

4 書状等の贈呈事業

(1) 書状等の贈呈事業の実施

平成 19 年 3 月 31 日をもって申請の受付を終了した書状等の贈呈事業を着実に実施する。

① 恩給欠格者に対する書状等の贈呈

アー 1 旧軍人軍属として外地等（現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地）に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が 3 年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労の品を贈呈する。

アー 2 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有し、かつ、加算年を含めた在職年が 3 年未満の者のうち、実在職年が 1 年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

アー 3 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験は有しないが、実在職年 1 年以上の者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

イ アー 1 からアー 3 の対象となり得た者で、死亡した者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

② 戦後強制抑留中死亡者の遺族に対する書状等の贈呈

昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留され、強制抑留中に亡くなられた者の遺族に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈する。

③ 引揚者に対する書状の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者に対し、内閣総理大臣名の書状を贈呈する。

(2) 標準期間の設定

審査期間 6 か月以内に処理を終えるものの割合を 97%以上とするとともに、軍歴の事実確認が困難な案件である、いわゆる認定困難案件について、未認定者の傾向を把握し、認定困難案件の処理の促進が図れるよう、引き続き基礎データの把握に努める。

5 特別記念事業等

(1) 恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者であって現に生存する者のうち申請期間内に申請のあった者に対して、特別慰労品を贈呈する特別記念事業を次のとおり実施する。

ア 恩給欠格者

(ア) 旧軍人軍属として本邦以外の地域、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、南西諸島又は小笠原諸島（以下「外地等」という。）に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年が加算年を含めて 3 年以上の者又は在職年が加算年を含めて 3 年未満の者のうち実在職年が 1 年以上の者に対しては、5 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

(イ) 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の実在職年が 1 年以上の者に対しては、3 万円相当の旅行券等又は銀杯を贈呈する。

イ 戦後強制抑留者

昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者に対しては、10 万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

ウ 引揚者

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和 42 年法律第 114 号）による特別交付金を受けた者に対しては、銀杯を贈呈する。

(2) 未請求者への周知

本事業の申請期間が 2 年間であることを踏まえ、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼その他の積極的な広報活動の実施により、関係者への周知を図る。

(3) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する。

6 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

当基金の設立の趣旨、事業内容及び活動現況等について関係行政機関及び関係団体、さらには国民の理解をより一層深めるため、「事業案内」、「年報」、「基金だより」を作成、配付する。

平和祈念展示資料館の広報や平和祈念展、講演会等の催しの開催に当たっては、ポスターの作成、新聞、交通広告、既参加者への案内等を効率的に行い、より広く一般に対しその周知を図る。

(2) ホームページの充実

常に最新の情報を提供するなど内容の充実を図り、アクセス数の目標を 45 万件以上とする。

(3) 地方公共団体との連携強化

「都道府県実務担当者ブロック会議」を開催するとともに、基金で作成する「事業案内」、「基金だより」等を地方公共団体あてに配布し、特別記念事業及び書状等贈呈事業への協力、基金の事業全般に対する理解の促進を図る。

(4) 関係資料館とのネットワーク化

基金と運営目的が類似している全国 14 の資料館の参加を得て、「関係資料館会議」を開催する。これら関係資料館との間で、それぞれの資料館の運営、入館促進、設置目的に対する一般国民の理解促進方策等について意見・情報交換を行い、各関係資料館及び平和祈念展示資料館相互の間で可能なネットワーク化に向けて情報の共有、知見の集約を行う。

(5) 外国の関係機関との関係強化

ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。

(6) 資料等の記録・保存の在り方の検討

基金の廃止を踏まえ、現在保有している資料等を後世に残すための記録・保存

の在り方について検討を開始する。

(7) 基金記録史の作成

基金の廃止に伴い、これまでの基金の事業の実績等を内容とする記録史の作成に着手する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運用を行う。予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおり。

第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 職員の研修

職員を外部の研修に積極的に派遣するとともに、内部においても講習会を開催し、能力開発の推進と意識の向上を図る。

(2) 人員に係る指標

4月1日の常勤職員数	19名
年度末の常勤職員数見込み	18名

2 その他業務運営に関する事項

(1) 環境対策

環境に配慮した製品の使用の推進、リユースやリサイクルの推進、環境負荷の低減等を盛り込んだ環境方針のもと、継続的に環境に配慮した業務運営を行う。

(2) 危機管理

平和祈念展示資料館における危機対応マニュアル等に基づく訓練等を行い、危機管理体制の充実を図る。

(3) 職場環境

メンタルヘルス、セクシャルハラスメントについて、管理を徹底し、より一層の配慮に努める。

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	849
運用収入	560
臨時収入	9,846
前年度よりの繰越金	—
計	11,255
支出	
慰藉事業費	10,871
一般管理費	384
計	11,255

うち特別記念事業分

区 分	金 額
収入	
臨時収入	9,846
支出	
慰藉事業費	9,846

- (注) 1 臨時収入は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。
- 2 運用収入 及び 臨時収入 は、金利動向等により変動する可能性がある。

【人件費の見積り】

期間中総額 199百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,287
経常費用	11,287
慰藉事業費	10,844
一般管理費	384
減価償却費	59
財務費用	0
臨時費用	—
収益の部	11,287
経常収益	1,441
運営費交付金	791
運用収入	561
たな卸資産見返運営費交付金戻入	34
資産見返運営費交付金戻入	38
資産見返補助金戻入	17
財務収益	—
雑益	0
臨時利益	9,846
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

うち特別記念事業分

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	
慰藉事業費	9,846
収益の部	
臨時利益	9,846

- (注) 1 臨時利益は、政府出資金取崩しにより特別記念事業準備金として整理したもののうち、平成19年度取崩し予定額及び運用収入である。
2 運用収入及び臨時利益は、金利動向等により変動する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	13,828
業務活動による支出	11,228
投資活動による支出	2,387
財務活動による支出	4
翌年度への繰越金	209
資金収入	13,828
業務活動による収入	1,604
運営費交付金による収入	849
運用収入	751
その他の収入	4
投資活動による収入	12,018
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	206

うち特別記念事業分

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	9,846
資金収入	9,846
業務活動による収入	
運用収入	191
投資活動による収入	9,655

- (注) 運用収入及び投資活動による収入は、金利動向等により変動する可能性がある。